

第4章 施策の展開

地域福祉計画の基本理念、基本目標を実現するためには、より具体的な地域福祉推進のための施策を展開する必要があります。

本計画では、4つの基本目標ごとに基本施策、推進施策を掲げるとともに、この推進施策に対応した具体的な46の推進事業を盛り込みました。また、推進事業は、市、社会福祉協議会*、事業者、市民それぞれの役割分担を明確にしながら、現段階で事業の具体的な数値目標を示すことができるものについては、可能な限り盛り込みました。

第4章の構成の説明

■現状と課題 …… 計画の骨組みとなる基本施策ごとに地域の現状と課題を説明します。

市民の声

…… 平成21年実施の市民アンケート、平成22年実施の住民懇談会などからいただいた市民の生の声です。

推進事業の表の見方

■期間 平成23年度から平成27年度までの計画期間のうち、実施する事業期間を明示しています。

■実施主体 事業の実施主体者を◎、実施主体者と協働*し事業を推進する者に○を付しています。なお、4つの主体の定義は下記のとおりです。

【市】	市役所(教育委員会も含みます)
【社協】	社会福祉協議会*(介護保険制度*などにおける事業者としての活動は事業者に含まず)
【事業者】	福祉施設、福祉サービス提供事業所、医療機関、企業、NPO法人*(福祉サービスを提供するもの)など
【市民】	地域住民、町内会などの団体、福祉団体、民生委員児童委員*、ボランティア、NPO*など

■数値目標 数値目標をもてる事業のみ掲載し、実施期間と具体的な目標数を明示しています。

■ 重点事業

第2期計画では以下の7つの推進事業を重点事業と位置づけ、積極的に取り組みを展開いたします。

基本目標	基本施策	
	推進施策	推進事業
Ⅰ 地域福祉の担い手づくり	3. ボランティア、NPOなど市民活動の育成、支援	
	(1) 人材の発掘、育成	① ボランティア養成講座の充実 ⑤ 高齢者のマンパワーの活用
Ⅱ 地域福祉のネットワークづくり	1. 住民主体による地域福祉活動の推進	
	(4) 個人情報の取り扱いの適正化	① 個人情報の取扱事項に関する啓発
	2. 緊急時・災害時に備えた地域のネットワークづくり	
	(1) 地域の防災・防犯活動の推進	② 要援護者の支援体制の確立
Ⅲ 多様なサービス提供の仕組みづくり	1. 相談体制とサービス提供体制の充実	
	(1) 相談体制の充実	① 地域での相談窓口の充実
	(3) サービス提供主体の育成	② 福祉サービスの開発支援
Ⅳ 暮らしを支える環境づくり	2. バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり	
	(1) 公共施設などのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化	① 公共的な施設におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

